公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
職員の給与に関する規程

第１章　総　則

（趣　旨）

第１条　この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会就業規程（以下「就業規程」という。）第 36 条及び公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会派遣職員等就業規程（以下「派遣職員等就業規程」という。）第 27 条の規定に基づき、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）に勤務する職員（非常勤の職員を除く。以下同じ。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与の支払）

第２条　職員の給与は、職員からの申し出に基づき、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

２　前項の規定の運用に当たっては、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条の趣旨に反してはならない。

３　職務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

（給与の種類）

第３条　職員の給与は、給料及び手当とする。

２　前項に規定する手当は、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び専門職職員業績手当とする。

（給与の支給日）

第４条　職員の給与の支給日は、毎月 16 日（その日が日曜日であるときは 14 日、土曜日であるときは 15 日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日であるときは 17 日）とする。ただし、第 23 条及び第 26 条に規定する手当の支給日は、会長が別に定める。

２　前項本文に規定する支給日に支給する給与は、当月分の給料、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当、前月分の時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当並びに支給単位期間分の通勤手当とする。

３　前項の規定により支給する給与の計算期間は月の初日から末日までとする。

４　職員の給与は、法令及び職員の過半数を代表する者との書面による協定に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨（日本円）で直接職員に

支給する。

（給与の支給日の特例）

第５条　職員が、前条の規定により給与を支給する日（この条において「支給日」という。）前に退職し、解雇され、又は死亡した場合におけるその者の給与は、同条の規定にかかわらず、職員が退職し、又は死亡した日以降速やかに支給する。ただし、当該職員（死亡した場合にあっては、権利者）から請求があった場合においては、労働基準法第 23 条の規定による。

２　職員が労働基準法第 25 条及び労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第９条に規定する事由により支給日前に給与の支払を請求したときは、その請求の日までの給与を、これらの規定にかかわらず、請求のあった日以降速やかに支給する。

（日割計算）

第６条　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

２　職員が退職したときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支給する。

３　前２項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときの支給額は、その月の暦日数から就業規程第 15 条第１項又は派遣職員等就業規程第 11 条第 1 項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算する。（以下「日割計算」という。）

４　給料の支給額を日割計算する場合は、前項に規定する場合のほか、次の各号に掲げる場合とする。

(1)　月の初日以外の日において職員が休職（業務又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第７条第２項に規定する通勤をいう。以下第 27 条第１項及び第 30 条第２項において同じ。）に起因する傷病による休職を除く。）にされ、その月の給与に含まれる給料に乗ずる割合が 100 分の 100 以外であるとき又は月の初日以外の日において休職中の給与に含まれる給料に乗ずる割合が 100 分の 100 以外の割合である職員が復職したとき。

(2)　給与計算対象となる期間において、労働者災害補償保険法の規定により休業補償を受ける期間があったとき。

(3)　給与計算対象となる期間において、停職期間があったとき。

(4)　月の初日以外の日において、職員が異動により給料の額が異動したとき。

(5)　給与計算対象となる期間において、育児休業の承認を受けた期間があったとき。

５　職員の給料を日割計算して支給するときは、その者の扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職手当は、給料の日割計算の方法に準じた方法により日割計算して支給する。

第２章　給　料

（給　料）

第７条　職員には、正規の勤務時間の勤務に対して給料を支給する。

２　職員の給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し決定する。

（給料表の種類）

第８条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲はその給料表に定めるところによる。

(1)　一般職給料表　（別表第１）

(2)　専門職給料表　（別表第２）

(3)　指定職給料表　（別表第３）

（職務の分類）

第９条　職員（指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職職員」という。）を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第４）に定める職務の内容とする。

（初任給及び昇給等）

第 10 条　職員の職務の級は、会長が別に定める基準に従い決定する。

２　新たに給料表（指定職給料表を除く。）の適用を受ける職員となった者の号給は、会長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

３　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、会長が別に定めるところにより決定する。

４　職員（指定職職員を除く。）の昇給は、会長が別に定める日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

５　前項の規定により職員（次項に規定する者を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給（職務の級が６級以上であるものにあっては、３号給）とすることを標準として会長が別に定める基準に従い決定するものとする。

６　55 歳を超える職員の第４項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて会長が別に定める基準に従い決定するものとする。

７　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

８　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

９　休職にされた職員が復職した場合又は就業規程第 23 条又は派遣職員等就業規程第 19 条に規定する療養休暇（以下「療養休暇」という。）若しくは就業規程第 25 条又は派遣職員等就業規程第 21 条に規定する介護休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があるときは、復職した日又は再び勤務するに至った日以後において、会長が別に定めるところにより、その者の職務の級及び号給を調整することができる。

（専門職給料表の適用を受ける職員の給料の決定等）

第 11 条　専門職給料表の適用を受ける職員（以下「専門職職員」という。）の給料表の号給は、その者が従事する業務に応じて、会長が別に定める基準に従い決定する。

２　特別の事情により第８条第２号の給料表に掲げる号給により難いときは、同表及び前項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる７号給の給料月額にその額と同表に掲げる６号給の給料月額との差額に１からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

３　専門職職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、会長が別に定めるところにより、その給料月額に相当する額を専門職職員業績手当として支給することができる。

４　第１項の規定による号給の決定、第２項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による専門職職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（指定職給料表の適用を受ける職員の給料の決定）

第 11 条の２　指定職職員の給料月額は、同表に掲げる給料月額のうちから会長が別に定める。

第３章　手　当

第１節　管理職手当

（管理職手当）

第 12 条　管理又は監督の地位にある職員に対して、別に定める管理職手当を支給する。

２　管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に 100 分の 25 を乗じて得た額を超えない範囲内において会長が別に定める。

第２節　扶養手当

（扶養手当）

第 13 条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員（以下「一般職職員」という。）でその職務の級が９級以上であるものに対しては、支給しない。

２　前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1)　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)　22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子

(3)　22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある孫

(4)　60 歳以上の父母及び祖父母

(5)　22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある弟妹

(6)　身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができない程度の者

３　扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき 6,500 円（一般職職員でその職務の級が８級であるものにあっては、3,500 円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき 10,000 円とする。

４　扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の４月１日から 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の増減に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第３節　地域手当

（地域手当）

第 14 条　職員には、地域手当を支給する。

２　地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 8.5 を乗じて得た額とする。

第４節　住居手当

（住居手当）

第 15 条　住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（愛知県の公舎又は職員住宅を貸与され、使用料を支払っている職員その他会長が別に定める職員を除く。）に対して支給する。

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1)　前項の職員のうち月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から 16,000 円を控除した額

(2)　前項の職員のうち月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から 27,000 円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第５節　通勤手当

（通勤手当）

第 16 条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1)　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

(2)　通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3)　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

(2)　前項第２号に掲げる職員　支給単位期間につき、40,000 円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の区分に応じ、次の表に掲げる額（身体障害のため歩行することが著しく困難な職員にあっては自動車等の使用距離の区分に応じ、次の表に掲げる額と、その額に 100 分の 10 を乗じて得た額（その額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げる。））

自動車等の使用距離	額
片道５キロメートル未満	2,400 円
片道５キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,300 円
片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,500 円
片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,700 円
片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	13,900 円
片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	16,900 円
片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	20,000 円
片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	22,600 円
片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	25,300 円
片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	27,300 円
片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	29,400 円
片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	32,300 円
片道 60 キロメートル以上	35,200 円

(3)　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前２号に定める額、第１号に定める額又は前号に定める額

３　第１項第１号又は第３号に掲げる職員で別に定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　新幹線鉄道等に係る通勤手当　支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の２分の１に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１か月当たりの特別料金等２分の１相当額」という。）が 40,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、40,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、１か月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が 40,000 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、40,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2)　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

４　通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。

５　通勤手当を支給される職員につき、退職その他別に定める事由が生じた場合には、第６条第５項の規定にかかわらず、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後

の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６か月を超えない範囲内で１か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては１か月）をいう。

7　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（通勤手当を支給できない場合）

第 17 条　前条の規定により通勤手当が支給される職員（次条において「支給対象職員」という。）が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の手当は支給できない。

（通勤手当の届出）

第 18 条　職員は、新たに支給対象職員である要件を具備するに至った場合及び住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する交通機関等の運賃等の額に変更があった場合には、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。当該変更により支給対象職員たる要件を欠くに至った場合においても同様とする。

第６節　単身赴任手当

（単身赴任手当）

第 19 条　事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の会長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して会長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して会長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2　単身赴任手当の月額は、30,000 円（会長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が、会長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて会長が別に定める額を加算した額）とする。

3　国家公務員その他会長が別に定める者であった者から引き続きこの法人の給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の会長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等

を考慮して会長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して会長が別に定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして会長が別に定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

４　前３項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第７節　時間外勤務手当

（時間外勤務手当）

第 20 条　時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。ただし、正規の勤務時間以外の時間に勤務した時間が週休日である場合において、就業規程第 15 条第２項又は派遣職員等就業規程第 11 条第２項の規定による勤務時間の振替又は割振り変更をした場合における当該勤務に対しては、時間外勤務手当を支給しない。

２　時間外勤務手当の額は、前項の勤務１時間につき、第 29 条に規定する勤務１時間当たりの給与額（この条及び次条において「１時間当たり給与額」という。）に、当該勤務に従事した日が週休日でない日であるときは 100 分の 125（その勤務が午後 10 時から翌日の午前５時までの間である場合は、100 分の 150）、当該勤務に従事した日が週休日であるときは 100 分の 135（その勤務が午後 10 時から翌日午前５時までの間にある場合は、100 分の 160）を乗じて得た額とする。

３　前２項の規定にかかわらず、就業規程第 13 条第１項及び派遣職員等就業規程第９条第１項に定める勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しても、その勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務１時間につき、１時間当たり給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

４　次に掲げる時間の合計が１か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、１時間当たり給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)　第１項の勤務の時間　100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前５時までの間である場合は、100 分の 175）

(2)　前項の勤務の時間　100 分の 50

５　公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会職員の勤務時間及び休暇に関する規則第７条に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤

務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、時間外勤務手当を支給することを要しない。

6　第１項に規定する勤務した時間は、その月分を、割合ごとにその時間数を集計するものとし、その集計した時間数に１時間未満の端数があるときは、30 分以上は１時間とし、30 分未満は切り捨てる。

第８節　休日勤務手当

（休日勤務手当）

第 21 条　職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日にあたり、就業規程第 16 条第１項又は派遣職員等就業規程第 12 条第１項の規定により勤務しない場合にあっても、当該日に割り振られた正規の勤務時間に係る給与を支給する。

２　正規の勤務時間が割り振られた日が休日にあたる場合において、当該日に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中において勤務した時間（就業規程第 16 条第２項又は派遣職員等就業規程第 12 条第２項の規定により他の日に勤務させないこととされた時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、１時間当たり給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

３　前項に規定する勤務した時間の時間数の集計については、前条第６項の規定を準用する。

第９節　管理職員特別勤務手当

（管理職員特別勤務手当）

第 22 条　管理職員特別勤務手当は、第 12 条第１項の規定により管理職手当を受ける職員又は専門職職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

２　前項に規定する場合のほか、第 12 条第１項の規定により管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日に午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合には、当該職員に対して管理職特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、15,000 円を超えない範囲内において会長が別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して会長が別に定める勤務をした職員にあっては、この額に 100 分の 150 を乗じて得た額）

(2)　前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、6,000 円を超えない範囲内において会長が別に定める額

４　第１項の規定にかかわらず、就業規程第16条第２項又は派遣職員等就業規程第12条第２項の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた職員の、その休日の勤務に対しては、管理職員特別勤務手当を支給しない。

５　前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第10節　期末手当

（期末手当）

第23条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日に属する月の会長が別に定める日（次条及び25条第１項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第６項の規定の適用を受ける職員及び会長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（一般職職員でその職務の級が７級以上であるもの（これらの職員のうち、会長が別に定める職員を除く。第26条第２項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の102.5、専門職職員にあっては100分の170、指定職職員にあっては100分の65）を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　６か月　100分の100

(2)　５か月以上６か月未満　100分の80

(3)　３か月以上５か月未満　100分の60

(4)　３か月未満　100分の30

３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

４　一般職職員でその職務の級が３級以上であるもので会長が定める職員及び専門職職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として会長が別に定めるもの並びに指定職職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して会長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で会長が別に定める割合を乗じて得た額（会長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で会長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

５　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第24条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第49条第５号による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第41条第２号及び第３号のいずれかに該当し失職した職員

(3)　基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第25条　支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、この法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第１項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

３　一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮

捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3)　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

4　前項の規定は、会長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5　会長は一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第11節　勤勉手当

（勤勉手当）

第26条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、その者の会長が別に定める期間における人事評価の結果及び基準日以前６か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の会長が別に定める日に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員（会長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 一般職職員　一般職職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定管理職員にあっては100分の122.5）を乗じて得た額

(2) 指定職職員　当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額

3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4　第23条第４項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合におい

て、同条第４項中「前項」とあるのは、「第 26 条第３項」と読み替えるものとする。

５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 24 条中「前条第１項」とあるのは「第 26 条第１項」と、「支給日」とあるのは「支給日（第 26 条第 1 項に規定する会長が別に定める日をいう。)」と読み替えるものとする。

第４章　休職者等の給与

（休職中の給与）

第 27 条　職員が業務上又は通勤による傷病により休職にされた場合は、その休職の期間中、その者に支給すべき給与の全額を支給する。

２　職員が結核性疾患により休職にされた場合は、その休職の期間が満２年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。

３　職員が前２項以外の心身の故障により休職にされた場合は、その休職の期間が満２年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。

４　職員が刑事事件に関して起訴され休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

５　職員が水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となり休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。ただし、休職にされた原因である災害が業務上又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

６　第２項、第３項又は前項に規定する職員が、これらに規定する期間内で第 23 条第１項に定める基準日前１か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により会長が別に定める日に、それぞれ第２項、第３項又は前項の規定の例による額の期末手当を支給する。ただし会長が別に定める職員については、この限りではない。

７　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 24 条及び第 25 条の規定を準用する。この場合において、第 24 条中「前条第１項」とあるのは、「第 27 条第６項」と読み替えるものとする。

（育児休業者の給与）

第 28 条　育児休業職員には、育児休業をしている期間中、第 23 条の規定による期末手当及び第 26 条の規定による勤勉手当を支給する場合を除き、給与を支給しない。

２　第 23 条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間（会長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

３　第 23 条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間（会長が別に定めるこれに相当する期間を

含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

第５章　その他

（勤務１時間当たりの給与額）

第 29 条　勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を１週間の勤務時間に 52 を乗じたものから１日の勤務時間に 18 を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第 30 条　職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日の場合、その勤務しないことにつき特に承諾を受けた場合（就業規程第 25 条又は派遣職員等就業規程第 21 条の規定による介護休暇、就業規程第 26 条又は派遣職員等就業規程第 22 条の規定による介護時間の承認を受けた場合を除く。）を除き、その勤務しない時間１時間につき、職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を１週間の勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を減額する。

２　職員が療養休暇（業務上又は通勤による傷病による療養休暇を除く。）により勤務しない場合であって、90 日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減額する。

３　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第 23 条第１項に規定する育児短時間勤務を承認されている職員の給料は、１週間当たりの勤務時間を就業規程第 13 条第１項又は派遣職員等就業規程第９条規定する１週間についての勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

４　減額すべき給与は、その減額すべき給与額をその月の翌月以降の給与から差し引く。

（端数処理）

第 31 条　この規程により計算した金額に１円未満の端数があるときは、この規程に特に定めがある場合を除き、50 銭未満は切り捨て、50 銭以上は切り上げる。

（不正受給）

第 32 条　事実に反する届出等により不正又は不当に、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当又は管理職員特別勤務手当を受けた職員は、すでに受けた不正又は不当な当該手当を返還しなければならない。

第６章　雑　則

（特定の職員についての適用除外）

第33条　第２章、第３章のうち第２節、第４節及び第６節から第８節まで並びに第５章のうち第29条から第31条までの規定は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）で第12条に規定する管理職手当の支給を受ける者には適用しない。

２　前項に規定する職員に支給する給与に関し必要な事項（第29条から第31条までの規定に限る。）は個別の契約又は協定等によるほか、出向元又は派遣元の関係規程によるものとする。

３　第９条、第10条、第12条、第13条、第20条、第21条及び第26条の規定は、専門職職員には適用しない。

４　第12条、第13条、第15条、第20条及び第21条の規定は、指定職職員には適用しない。

５　第20条及び第21条の規定は、第12条の規定により管理職手当を受ける職員には適用しない。

（改　廃）

第34条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（実施に関し必要な事項）

第35条　この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。

（派遣職員の地域手当）

２　当分の間、愛知県職員又は名古屋市職員の身分を有する派遣職員の第14条第２項の規定の適用については、「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「管理職手当の月額」と、「100分の8.5」とあるのは「100分の8.5（名古屋市職員の身分を有する者にあっては100分の15）」と読み替えるものとする。

（派遣職員の期末手当）

３　愛知県職員の身分を有する派遣職員の第23条第３項の規定の適用については、「職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「当該職員に適用される職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条

例第３号）に定める給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で会長が別に定める割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

4　名古屋市職員の身分を有する派遣職員には、第 23 条に規定する期末手当を支給しない。

（派遣職員の勤勉手当）

5　派遣職員の第 26 条第３項の規定の適用については、「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、愛知県職員の身分を有する者にあっては「当該職員に職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第３号）第 21 条第１項により勤勉手当を支給するとした場合における同条第２項に規定する勤勉手当基礎額」と、名古屋市職員の身分を有する者にあっては「当該職員に職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第５号）第 20 条の２第１項により勤勉手当を支給するとした場合における同条第２項に規定する勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

附　則

この規程は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年 11 月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、公布の日から施行する。

2　この規程（公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委委員会職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第 23 条第２項の改正規定及び第 26 条第

２項の改正規定（「100 分の 95」を「100 分の 100」に、「100 分の 115」を「100 分の 120」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の給与規程第 26 条第２項、第 33 条及び附則第２項から第５項までの規定は令和元年５月 30 日から、別表第１及び別表第２の規定は令和４年４月１日から、この規程（給与規程第 23 条第２項の改正規定及び第 26 条第２項の改正規定（「100 分の 95」を「100 分の 100」に、「100 分の 115」を「100 分の 120」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の給与規程第 23 条第２項及び第 26 条第２項の規定は同年６月１日から適用する。

（給与の内払）

3　この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、公布の日から施行する。

2　この規程（公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委委員会職員の給与に関する規程（以下、「給与規程」という。）第 23 条第２項の改正規定及び第 26 条第２項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は令和５年４月１日から、この規程（給与規程第 23 条第２項の改正規定及び第 26 条第２項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は同年６月１日から適用する。

（給与の内払）

3　この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 33 条第３項の改正規定は令和６年４月１日から施行する。

２　この規程（公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。））による改正後の給与規程第６条第５項及び第 16 条第５項の規定は、令和５年 10 月１日から適用する。

（給与の内払）

３　この規程による改正後の給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

別表第１　一般職給料表（第８条関係）

級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	166, 000	213, 000	246, 700	278, 100	302, 500	330, 900	374, 300	420, 100	470, 900	535, 700
2	167, 100	214, 700	248, 200	279, 800	304, 600	333, 100	376, 900	422, 600	474, 100	538, 600
3	168, 300	216, 500	249, 700	281, 300	306, 700	335, 400	379, 400	425, 200	477, 200	541, 800
4	169, 500	218, 000	251, 100	282, 900	308, 600	337, 400	381, 800	427, 600	480, 300	545, 000
5	170, 600	219, 500	252, 300	284, 500	310, 500	339, 500	383, 800	429, 600	483, 300	548, 100
6	171, 700	221, 400	254, 000	286, 200	312, 300	341, 500	386, 400	431, 700	486, 400	550, 500
7	172, 900	223, 100	255, 500	288, 100	314, 000	343, 400	388, 700	433, 900	489, 500	553, 100
8	174, 000	224, 900	256, 900	289, 900	315, 600	345, 400	391, 300	436, 100	492, 600	555, 500
9	175, 000	226, 400	258, 000	291, 600	317, 200	347, 300	393, 700	438, 100	495, 400	558, 000
10	176, 400	227, 900	259, 500	293, 600	319, 500	349, 400	396, 400	440, 200	498, 600	559, 800
11	177, 800	229, 500	261, 000	295, 400	321, 700	351, 400	399, 100	442, 400	501, 700	561, 700
12	179, 100	231, 000	262, 300	297, 300	323, 800	353, 500	401, 700	444, 300	504, 800	563, 600
13	180, 300	232, 200	263, 700	299, 100	325, 800	355, 300	404, 100	446, 100	507, 600	565, 400
14	181, 900	233, 700	264, 900	300, 700	327, 900	357, 400	406, 400	447, 900	510, 000	566, 800
15	183, 400	235, 100	266, 100	302, 200	329, 800	359, 300	408, 700	449, 800	512, 300	568, 100
16	185, 000	236, 500	267, 400	303, 600	331, 800	361, 300	411, 000	451, 800	514, 700	569, 200
17	186, 200	238, 000	268, 600	305, 200	333, 700	363, 000	412, 900	453, 600	516, 700	570, 600
18	187, 600	239, 600	269, 900	307, 200	335, 800	365, 100	414, 800	455, 500	518, 100	571, 600
19	189, 000	241, 200	271, 300	309, 200	337, 700	366, 900	416, 800	457, 300	519, 700	572, 500
20	190, 500	242, 600	272, 600	311, 100	339, 700	368, 800	418, 600	459, 100	521, 100	573, 400
21	191, 800	243, 800	274, 000	312, 800	341, 400	370, 800	420, 500	460, 900	522, 300	574, 400
22	194, 200	245, 500	275, 600	314, 800	343, 400	372, 700	422, 300	462, 400	523, 800	
23	196, 400	247, 000	277, 200	316, 700	345, 500	374, 700	424, 100	463, 900	525, 300	
24	198, 700	248, 400	278, 700	318, 600	347, 400	376, 600	426, 000	465, 400	526, 800	
25	200, 900	249, 400	280, 400	320, 300	348, 900	378, 600	427, 600	466, 800	528, 000	
26	202, 600	251, 000	282, 100	322, 400	350, 800	380, 500	429, 200	468, 200	529, 100	
27	204, 200	252, 300	283, 800	324, 400	352, 800	382, 500	430, 700	469, 500	530, 300	

28	205, 700	253, 500	285, 400	326, 300	354, 700	384, 400	432, 200	470, 700	531, 600	
29	207, 300	254, 700	287, 000	328, 100	356, 400	385, 900	433, 800	471, 800	532, 600	
30	208, 700	255, 700	288, 600	330, 100	358, 300	387, 800	435, 100	472, 500	533, 500	
31	210, 100	256, 600	290, 100	332, 200	360, 100	389, 600	436, 400	473, 300	534, 400	
32	211, 600	257, 500	291, 600	334, 200	362, 000	391, 300	437, 700	474, 000	535, 300	
33	213, 000	258, 500	292, 800	335, 500	363, 800	393, 000	438, 900	474, 700	536, 200	
34	214, 300	259, 400	294, 400	337, 500	365, 700	394, 400	440, 200	475, 500	537, 100	
35	215, 700	260, 200	295, 900	339, 500	367, 400	395, 900	441, 500	476, 300	537, 800	
36	217, 000	261, 000	297, 500	341, 500	369, 200	397, 300	442, 800	476, 900	538, 300	
37	218, 300	261, 700	298, 900	343, 400	370, 600	398, 700	444, 000	477, 400	539, 000	
38	219, 500	262, 900	300, 500	345, 400	371, 900	400, 000	444, 800	478, 000	539, 600	
39	220, 800	264, 100	302, 200	347, 300	373, 200	401, 200	445, 600	478, 600	540, 500	
40	221, 900	265, 200	303, 800	349, 300	374, 700	402, 200	446, 500	479, 200	541, 100	
41	223, 000	266, 400	305, 400	351, 100	375, 800	403, 400	447, 100	479, 700	541, 600	
42	224, 200	267, 700	307, 000	353, 100	376, 700	404, 600	447, 800	480, 300		
43	225, 200	268, 800	308, 500	354, 900	377, 800	405, 700	448, 500	480, 700		
44	226, 200	269, 900	310, 100	356, 800	378, 900	406, 800	449, 200	481, 000		
45	227, 100	271, 100	311, 700	358, 300	379, 700	407, 600	450, 000	481, 300		
46	228, 000	272, 200	313, 300	359, 700	380, 600	408, 300	450, 900	481, 800		
47	229, 000	273, 300	315, 000	361, 200	381, 500	409, 000	451, 300	482, 200		
48	229, 900	274, 300	316, 500	362, 700	382, 400	409, 700	452, 000	482, 500		
49	230, 800	275, 400	317, 400	364, 200	383, 200	410, 300	452, 500	482, 800		
50	231, 700	276, 400	319, 000	365, 100	384, 000	410, 900	452, 900	483, 300		
51	232, 700	277, 400	320, 500	366, 100	384, 800	411, 400	453, 300	483, 700		
52	233, 600	278, 300	322, 200	367, 100	385, 500	411, 900	453, 700	484, 000		
53	234, 400	279, 200	323, 800	368, 000	386, 300	412, 300	454, 100	484, 400		
54	235, 300	280, 200	325, 400	369, 200	387, 000	412, 600	454, 600			
55	236, 200	281, 100	327, 000	370, 100	387, 700	412, 900	455, 000			
56	237, 100	282, 000	328, 500	371, 100	388, 400	413, 200	455, 300			
57	237, 400	282, 900	329, 900	372, 000	388, 900	413, 500	455, 600			
58	238, 200	283, 900	331, 200	372, 700	389, 500	413, 800	456, 000			
59	238, 900	284, 800	332, 300	373, 500	390, 100	414, 100	456, 300			

60	239, 500	285, 700	333, 400	374, 100	390, 900	414, 400	456, 600			
61	240, 100	286, 700	334, 100	374, 500	391, 300	414, 700	456, 900			
62	240, 800	287, 700	335, 100	375, 100	392, 000	415, 000	457, 300			
63	241, 500	288, 700	335, 900	375, 800	392, 600	415, 300	457, 600			
64	242, 000	289, 600	336, 700	376, 500	393, 200	415, 600	457, 900			
65	242, 500	290, 100	337, 500	376, 800	393, 600	415, 900	458, 200			
66	243, 000	290, 800	337, 900	377, 500	394, 200	416, 300				
67	243, 500	291, 500	338, 500	378, 300	394, 900	416, 600				
68	244, 100	292, 500	339, 300	378, 900	395, 500	416, 900				
69	244, 600	293, 500	340, 100	379, 200	395, 900	417, 100				
70	245, 100	294, 300	340, 800	379, 800	396, 400	417, 400				
71	245, 700	295, 100	341, 500	380, 500	396, 900	417, 700				
72	246, 200	295, 900	342, 100	381, 100	397, 500	417, 900				
73	246, 700	296, 700	342, 600	381, 400	397, 800	418, 100				
74	247, 200	297, 200	343, 200	382, 100	398, 200	418, 400				
75	247, 600	297, 600	343, 800	382, 800	398, 600	418, 700				
76	248, 100	298, 000	344, 400	383, 400	399, 100	418, 900				
77	248, 600	298, 200	344, 700	383, 800	399, 400	419, 100				
78	249, 100	298, 500	345, 200	384, 300	399, 700	419, 400				
79	249, 700	298, 700	345, 600	384, 900	400, 000	419, 700				
80	250, 200	299, 000	346, 000	385, 400	400, 200	419, 900				
81	250, 600	299, 200	346, 400	385, 900	400, 400	420, 100				
82	251, 100	299, 400	346, 900	386, 600	400, 700	420, 500				
83	251, 500	299, 700	347, 400	387, 100	401, 000	420, 800				
84	251, 900	299, 900	348, 000	387, 400	401, 200	421, 000				
85	252, 300	300, 200	348, 300	387, 800	401, 400	421, 200				
86	252, 700	300, 500	348, 700	388, 300	401, 700					
87	253, 100	300, 900	349, 200	388, 700	402, 000					
88	253, 500	301, 200	349, 600	389, 100	402, 200					
89	254, 000	301, 500	349, 900	389, 500	402, 400					
90	254, 500	301, 900	350, 300	390, 000	402, 700					
91	254, 800	302, 200	350, 800	390, 500	403, 000					

92	255, 100	302, 600	351, 200	390, 900	403, 300					
93	255, 400	302, 800	351, 400	391, 200	403, 500					
94		303, 000	351, 800	391, 700						
95		303, 300	352, 400	392, 100						
96		303, 700	352, 800	392, 500						
97		303, 900	353, 000	392, 800						
98		304, 200	353, 400							
99		304, 600	353, 800							
100		305, 000	354, 100							
101		305, 300	354, 400							
102		305, 600	354, 800							
103		306, 000	355, 200							
104		306, 300	355, 600							
105		306, 500	356, 100							
106		306, 800	356, 600							
107		307, 200	357, 000							
108		307, 500	357, 400							
109		307, 700	357, 900							
110		308, 100	358, 300							
111		308, 500	358, 600							
112		308, 800	358, 900							
113		309, 000	359, 400							
114		309, 200								
115		309, 600								
116		310, 000								
117		310, 200								
118		310, 400								
119		310, 700								
120		311, 000								
121		311, 400								
122		311, 600								
123		311, 900								

124		312,200								
125		312,500								

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２　専門職給料表（第８条関係）

号給	給料月額
	円
1	389,000
2	437,000
3	488,000
4	551,000
5	629,000
6	735,000
7	859,000

備考　この表は、高度の専門的な知識経験又は優れた見識を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた見識を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるために採用する必要があるとこの法人が判断し採用した職員に適用する。

別表第３　指定職給料表（第８条関係）

号給	給料月額
	円
1	724,000
2	781,000
3	839,000
4	919,000
5	991,000
6	1,062,000
7	1,136,000
8	1,206,000

備考　この表は、事務総長に適用する。

別表第４　一般職給料表等級別基準職務表（第９条関係）

職務の級	基準となるべき職務
１級	主事又は技師の職務
２級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
３級	主任の職務
４級	主査の職務
５級	課長補佐の職務
６級	担当課長の職務
７級	課長の職務
８級	１　部長の職務
	２　困難な業務を行う課長の職務
	３　困難な業務を行う次長の職務
９級	局長の職務
10 級	困難な業務を行う局長の職務